

総務委員会報告資料

令和2年2月26日

| 報告事項 | 頁 |
|---|---|
| (1) 区内刑法犯認知件数と今後の予定について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| (2) 【追加】暴力団事務所の使用差止仮処分の申立てについて・・・・・・・・ | 8 |
| (3) 平成31年度都市安全確保推進事業費補助金について・・・・・・・・・・ | 9 |

(危機管理部)

総務委員会報告資料

令和2年2月26日

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|---|----------------------------|---------------------------|----------------------------|--|----------------------------|---------------------------|---------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件名 | 区内刑法犯認知件数と今後の予定について | | | | | | | | | | | | | | |
| 所管部課名 | 危機管理部危機管理課 犯罪抑止担当課 | | | | | | | | | | | | | | |
| 内 容 | 1 令和元年（12月）の刑法犯認知件数 （1）区内の状況 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 12月中 | 元年累計 | 前年同期比 | 足立区の罪種別順 (元年累計・降順) | | | | | | | | | | |
| | 合計 | 475 | 4,764 | △466 | 5位 | | | | | | | | | | |
| | 凶悪犯 | 0 | 19 | △7 | 9位 | | | | | | | | | | |
| | 粗暴犯 | 46 | 365 | △55 | 5位 | | | | | | | | | | |
| | 侵入窃盗 | 9 | 200 | △27 | 4位 | | | | | | | | | | |
| | 非侵入窃盗 | 323 | 3,197 | △306 | 6位 | | | | | | | | | | |
| | 自転車(内数) | 188 | 1,664 | △97 | 5位 | | | | | | | | | | |
| | その他 | 97 | 983 | △71 | 4位 | | | | | | | | | | |
| | （2）区内警察署別状況 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 足立区全体 | 千住署 | 西新井署 | 竹の塚署 | 綾瀬署 | | | | | | | | | | |
| 12月単月 | 475 | 61 | 160 | 167 | 87 | | | | | | | | | | |
| 令和元年 | 4,764 | 626 | 1,731 | 1,254 | 1,153 | | | | | | | | | | |
| 平成30年 | 5,230 | 706 | 1,841 | 1,316 | 1,367 | | | | | | | | | | |
| 増減 | -466 | -80 | -110 | -62 | -214 | | | | | | | | | | |
| 増減比 | -8.9% | -11.3% | -6.0% | -4.7% | -15.7% | | | | | | | | | | |
| （3）23区比較 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 最下位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 6位 | 7位 | 8位 | | | | | | | |
| 全刑法犯 (昨年同月) | 新宿区 5,898件 (6,416件) | 世田谷区 5,221件 (6,035件) | 大田区 5,031件 (5,335件) | 渋谷区 4,851件 (5,432件) | 足立区 4,764件 (5,230件) | 江戸川区 4,717件 (5,431件) | 練馬区 4,558件 (4,535件) | 豊島区 4,087件 (4,477件) | 677 | 190 | 180 | 87 | 47 | 159 | 471 |
| 自転車盗 (昨年同月) | 大田区 2,073件 (2,146件) | 世田谷区 1,978件 (2,358件) | 練馬区 1,958件 (2,090件) | 江戸川区 1,839件 (2,106件) | 足立区 1,664件 (1,761件) | 板橋区 1,519件 (1,555件) | 葛飾区 1,340件 (1,495件) | 新宿区 1,101件 (1,210件) | 95 | 20 | 119 | 175 | 145 | 179 | 239 |
| ※順位間の数値については、左右順位との差 | | | | | | | | | | | | | | | |

(4) 分析概要

総件数：4,764件、前年比：-466件、増減率：-8.9%

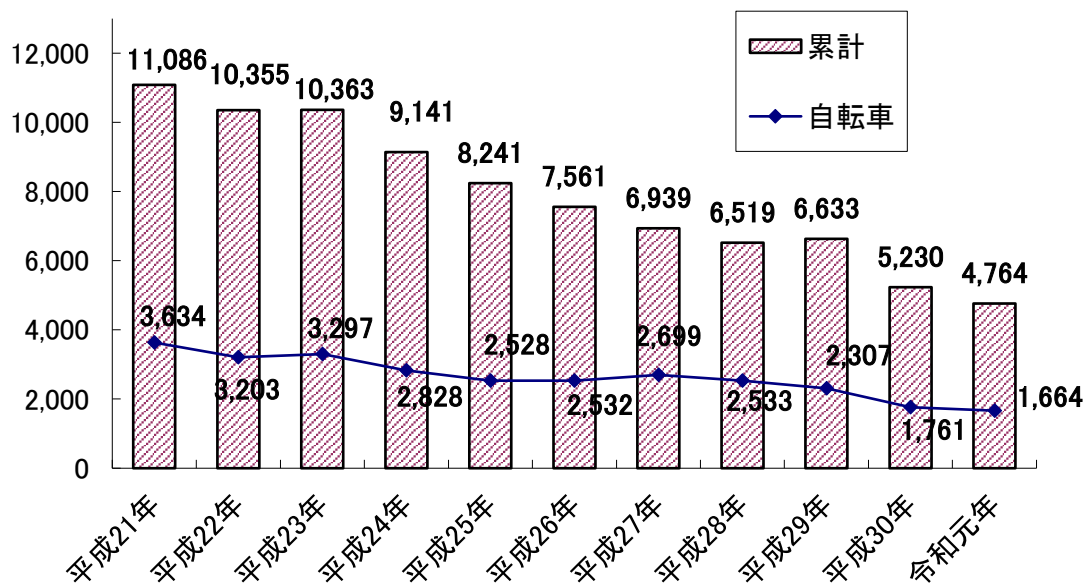
最下位（新宿区）との差：1,134件

人口比：上位13位、面積比：上位3位

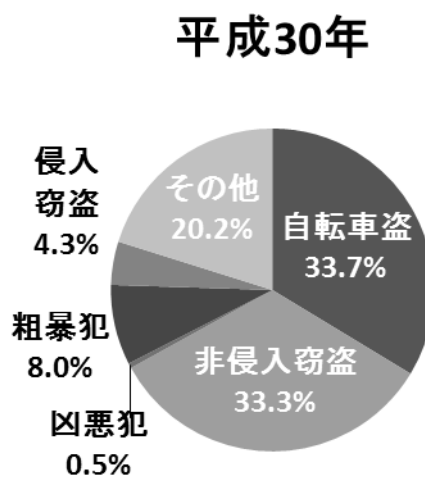
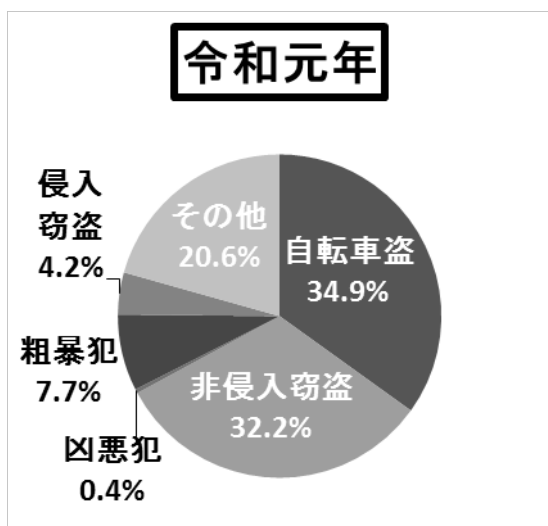
自転車盗：1,664件、前年比：-97件、増減率：-5.5%

刑法犯認知件数に占める割合：34.9%（令和元年11月末34.4%）

(5) 刑法犯認知件数（12月末）に占める自転車盗難件数



(6) 刑法犯認知件数（12月末）における罪種別割合（小数点第一位まで表示）



(7) 特殊詐欺被害の認知状況

ア 都内の被害認知状況

1 2月末 件数 3,815件 (前年同期比 -370件)
 被害額 約75億8,618万円 (前年同期比 -約12億8,759万円)

イ 足立区内の被害認知状況

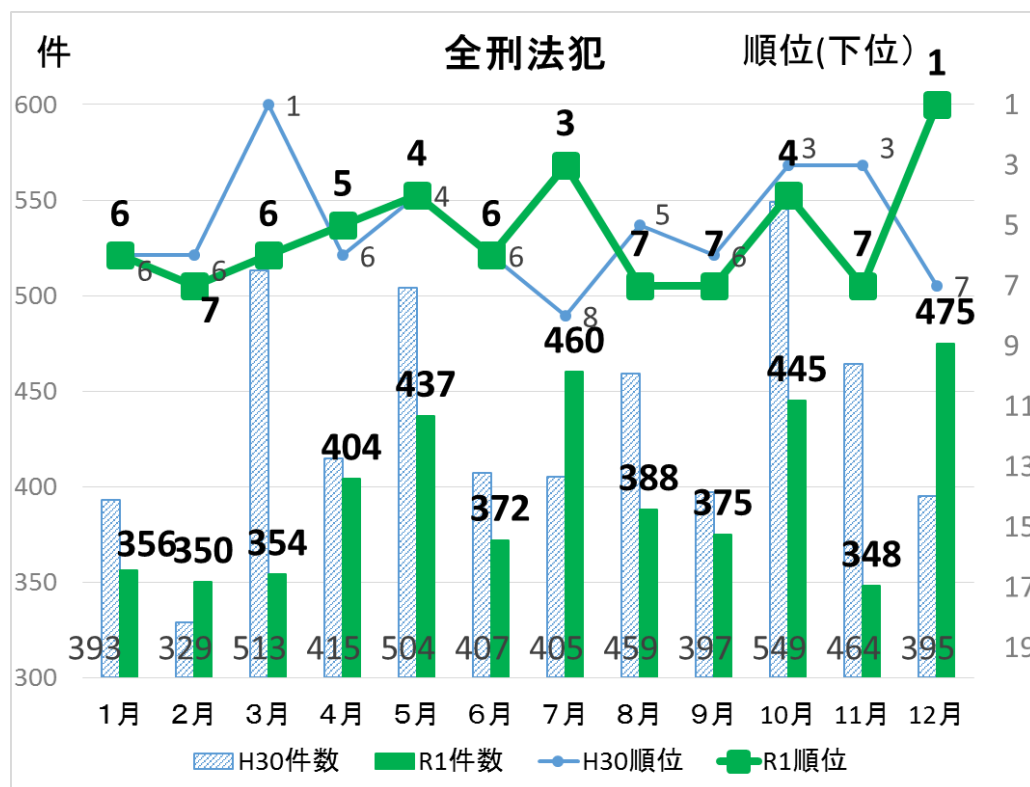
1 2月末 件数 145件 (前年同期比 +23件)
 被害額 約2億9,803万円 (前年同期比 +約1億994万円)

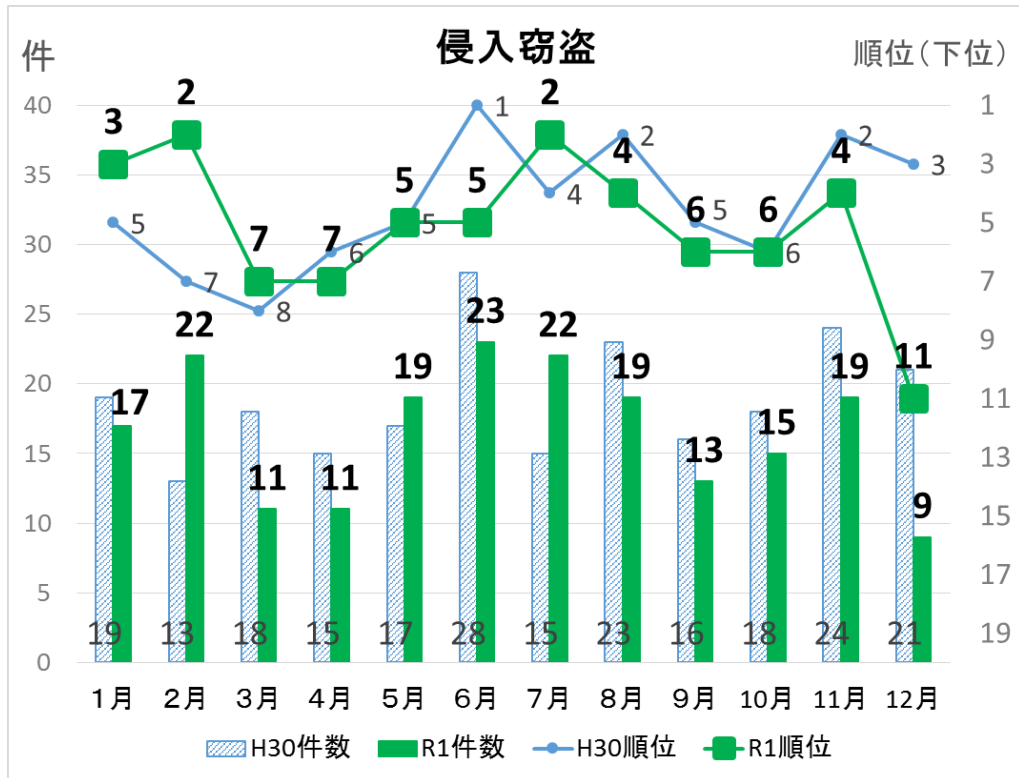
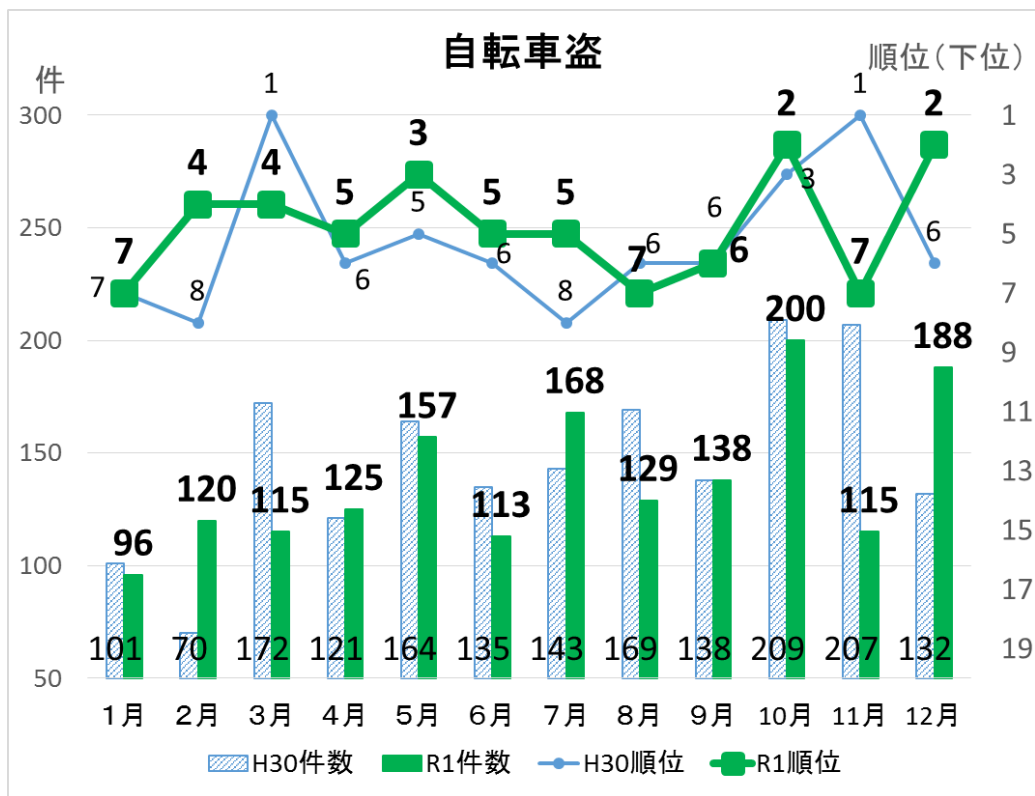
○内訳

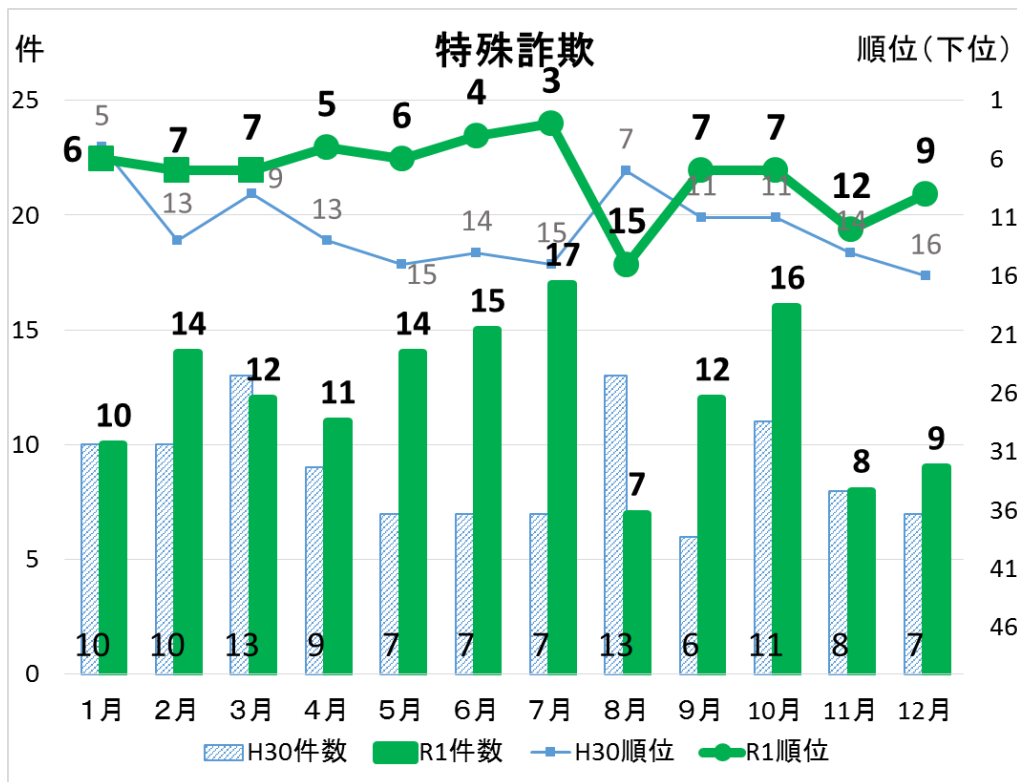
| | 足立区全体 | 千住署 | 西新井署 | 竹の塚署 | 綾瀬署 |
|--------|---------------|-------|--------|-------|-------|
| 発生件数 | 145 | 15 | 63 | 31 | 36 |
| オレオレ詐欺 | 45 | 7 | 15 | 11 | 12 |
| 架空請求詐欺 | 25 | 1 | 13 | 6 | 5 |
| 融資保証 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 還付金 | 28 | 4 | 14 | 3 | 7 |
| 詐欺盗 | 46 | 3 | 20 | 11 | 12 |
| 類似 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 被害額 | 29,803 | 1,946 | 14,772 | 8,455 | 4,630 |

※被害額単位は万円

(8) 各月ごとの犯罪認知件数及び順位 (23区降順)







(9) 町丁別犯罪発生状況

※別紙参照

2 今後の予定

(1) 足立区ビューティフル・ウィンドウズ運動推進戦略会議

ア 実施日

3月18日

イ 内容

足立区と区内警察署による治安対策のための「令和元年度第2回ビューティフル・ウィンドウズ運動推進戦略会議」を開催する。

(2) ペンタゴン作戦

ア 実施日

3月20日前後

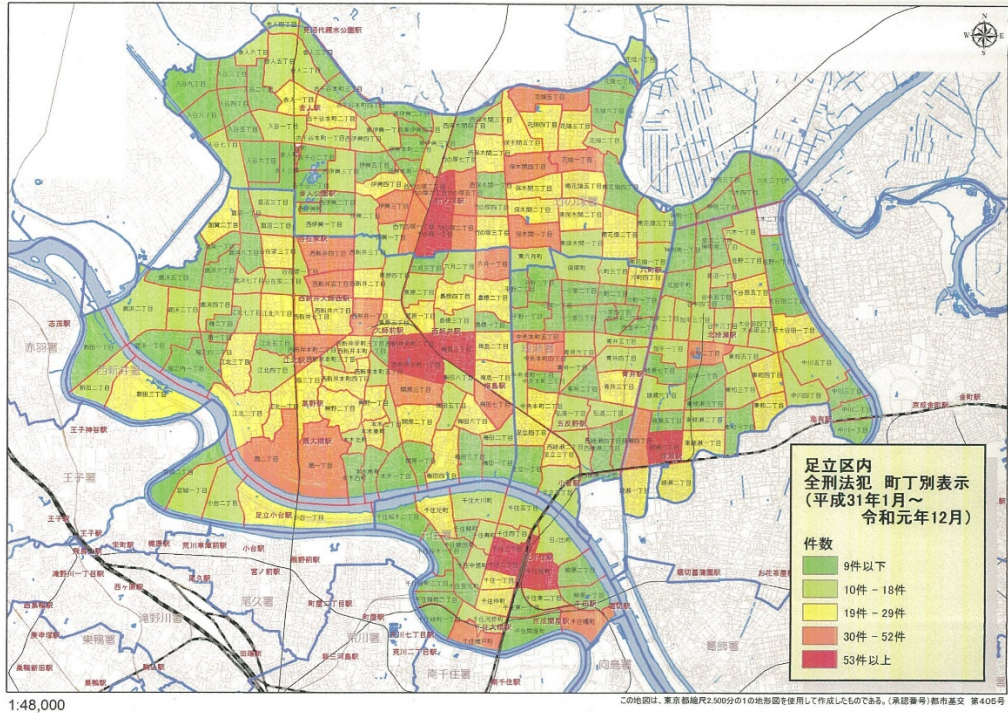
イ 内容

「ペンタゴン作戦」～ 原則として、毎月20日の区民防犯の日足立区と区内4警察署が連携して行う防犯啓発活動。

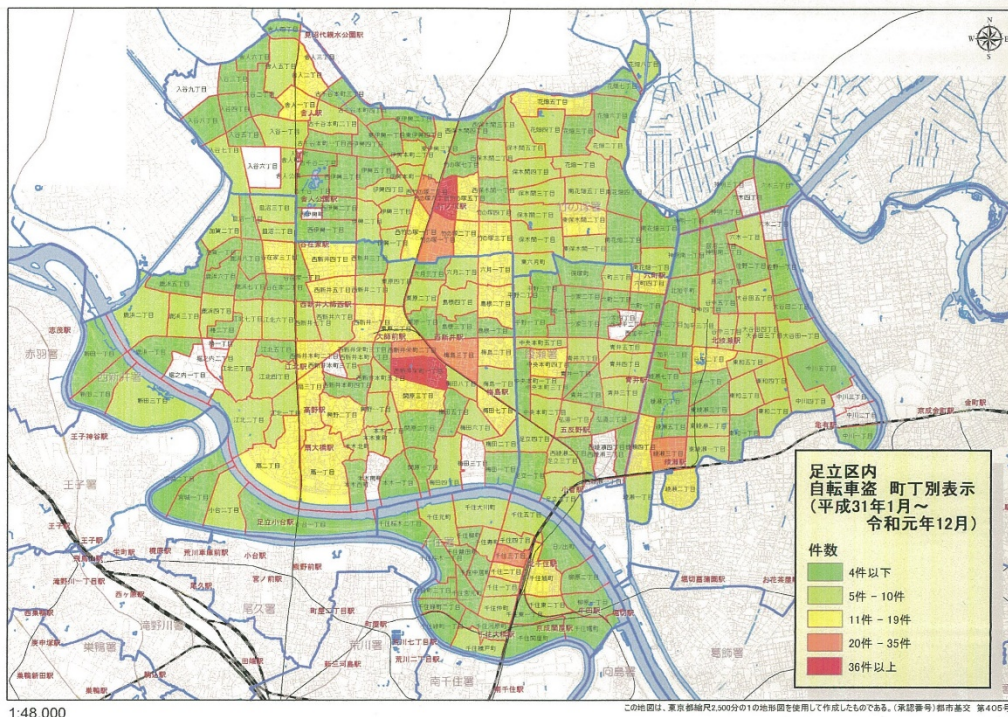
問題点
今後の方針

町丁別犯罪発生状況

1 令和元年足立区内全刑法犯（12月累計）



2 令和元年足立区内自転車盗（12月累計）



総務委員会報告資料

令和2年2月26日

| | |
|--------------|---|
| 件名 | 【追加】暴力団事務所の使用差止仮処分の申立てについて |
| 所管部課名 | 危機管理部 危機管理課、犯罪抑止担当課 |
| 内容 | <p>本年1月に、ダンプカーが区内暴力団事務所に突入した事件及び、台東区内の暴力団事務所への火炎瓶投込み事件が発生した。</p> <p>両事件を発端に、暴力団同士の抗争に発展した場合、近隣住民の生命身体に危険が生じかねない状況である。</p> <p>そこで、警察の協力を得て、区が東京地方裁判所へ暴力団事務所使用差止仮処分を申し立てたため、下記の通り報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1月17日（金）、一ツ家二丁目に所在する六代目山口組系暴力団事務所にダンプカーが突入する建造物損壊事件が発生。 ・ 1月25日（土）、台東区内の松葉会本部事務所に火炎瓶が投げ込まれる事件が発生。 <p>2 申立日時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年2月12日（水） <p>3 申立ての相手方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 六代目山口組系暴力団組長 <p>4 申立ての内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一ツ家二丁目所在の暴力団事務所建物への構成員の立入りの禁止 ・ 同建物の組事務所としての使用の禁止等 |
| 問題点 今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣住民及び職員の生命身体に危害が及ばないように、警察と連携し、警戒を強化する。 |

総務委員会報告資料

令和2年2月26日

| | |
|-------|--|
| 件名 | 平成31年度都市安全確保推進事業費補助金について |
| 所管部課名 | 危機管理部 災害対策課、 ガバナンス担当部 ガバナンス担当課 |
| 内容 | <p>これまでも補助金の取扱いについては、全庁的にミス防止に努めてきたところである。</p> <p>しかし、今回、災害対策課が申請した平成31年度（令和元年度）都市安全確保促進事業費補助金について、補助金交付申請手続きに関する認識の誤りにより交付を受けることができなくなってしまったため、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 経緯</p> <p>災害対策課では、平成31年4月1日付けで国土交通省都市局長から都市安全確保促進事業費補助金に関する内定通知を受領したため、令和元年8月に事業者と委託契約を締結し、事業を進めていた。</p> <p>令和元年12月に補助金の交付申請をするために、国土交通省都市局の担当者と打合せをしたところ、<u>交付決定前の契約は補助の対象外である</u>との指摘がなされ、国庫補助金の交付を受けることができなくなった。</p> <p>2 交付決定前の契約等により補助対象外とされる理由及びその理解</p> <p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（いわゆる補助金等適正化法）の条項によれば、補助事業者（区）が国庫補助に係る事業について事業を開始（契約）することができるのは、原則として交付決定された日以後と解釈される。</p> <p>また、内定通知（内示）は、交付可能な範囲（限度）を予め通知する行為に過ぎず、実定法（補助金等適正化法）に定められた手続きではないことから、一般に内定通知だけによって国庫補助事業を進めることはできないとされている。</p> <p>都市建設部など国庫補助事業を頻繁に実施している部・課では、根拠なく交付決定前に契約すると補助対象外となることが認識されている。</p> <p>しかし、災害対策課では国庫補助事業の経験が少なく、また前回も同様に処理したところ補助対象とされたことから、内定通知（内示）によって補助事業の実施が可能になると認識してしまった。</p> <p>3 平成31年度 対象補助金</p> <p>都市安全確保促進事業費補助金（北千住駅・綾瀬駅周辺地域） 所管：国土交通省都市局 申請予定額： 715,500円</p> |

4 補助金手続き

| | 日 時 |
|---------|-----------|
| 予算概算要望 | 平成30年7月 |
| 予算本要望 | 平成31年2月 |
| 内定通知 | 平成31年4月1日 |
| 委託契約締結 | 令和元年8月24日 |
| 補助金交付申請 | — |
| 補助金交付決定 | — |

※ 令和元年12月、国土交通省関東地方整備局との補助金交付申請手続き調整中に補助金交付申請と契約締結の手順について、認識の違いがあることが発覚。

5 再発防止について

- (1) 令和2年1月21日、2月17日の研修（テーマ「根拠等との確実な突合・検算による事故・ミス防止法(根拠等との突合法)の概要について」、受講者数：それぞれ約800名、主催：ガバナンス担当部）において、補助金等適正化法の規定と交付決定前の契約等により補助事業の対象から外されることがあることについて具体的な事例を挙げて説明した。
- (2) 同年1月30日の庶務担当課長会で改めて説明して全庁への周知を図るとともに、同年2月5日に「業務に関するメールの取扱い及び補助金関連業務等に関する全庁的な対応について（令和元年12月4日付31足総副ガ発第55号総務部長通知）」を改正し、同日付で全庁に配信した（別紙1）。
- (3) 上記（2）の第55号総務部長通知にも記載されているが、令和2年度から毎年度当初に国庫補助事業の経験が少ない部・課及び担当者を対象に補助事業に関する説明会を開催し、事業の適切な実施と補助金等の確実な収入に努める。

問題点
今後の方針

- 1 「業務に関するメールの取扱い及び補助金関連業務等に関する全庁的な対応について」と同様に、全庁的に施行されている「根拠等との確実な突合・検算による事故・ミス防止法（根拠等との突合法）の実施について（令和元年12月4日付31足総副ガ発第56号総務部長通知）」の理解と普及を進めていく。
- 2 常に根拠等に基づいて業務を実施する意識を組織全体に広げるとともに、関係省庁や東京都の関係部局からの情報収集を積極的に行うことで東京都補助金を含めて補助金等の収入漏れがないように努める。

3 1 足総副ガ発第 7 6 号
令和 2 年 2 月 5 日
(公 印 省 略)

各 部 ・ 局 長

総 務 部 長
真 鍋 兼

「業務に関するメールの取扱い及び補助金関連業務等に関する全庁的な対応について（令和元年 1 2 月 4 日付 3 1 足総副ガ発第 5 5 号総務部長通知）」の一部改正について

日頃より、内部統制に係る業務について、ご理解、ご協力いただき御礼申し上げます。国庫補助金の申請手続きの誤りによる返還及び和解金の支出等を受け、令和元年 1 2 月 4 日付で「業務に関するメールの取扱い及び補助金関連業務等に関する全庁的な対応について」を定めたところであるが、先月、同様に国庫補助事業に関して事業開始日を誤ったことにより、補助対象外となる事故が発生した。

そのため、既に通知している標記総務部長通知の一部を改正し、国庫補助事業に関する基本的情報を付記し、改めて周知を図ることとした。補助金等の対象となる事業を有する部課においては、内容をご理解の上、取扱いに遺漏のないように対応してください。

(令和 2 年 2 月 5 日付 3 1 足総副ガ発第 7 6 号による改正後)

3 1 足総副ガ発第 5 5 号
令和 元 年 1 2 月 4 日
(公 印 省 略)

各 部 ・ 局 長

総 務 部 長
真 鍋 兼

業務に関するメールの取扱い及び補助金関連業務等に関する全庁的な対応について（通知）

日頃より、内部統制に係る業務について、ご理解、ご協力いただきありがとうございます。

国庫補助金の申請手続きの誤りによる和解金の支出等を受け、業務に関するメールの取扱い及び補助金関連業務等の適切な執行について検討を行ってまいりましたが、今般、全庁的な対応方針が決定されたため、以下により通知します。

各部・局長におかれては、以下の内容について、部・局内各課及び各職員に周知し、今後はこれにより業務を執行するようお願いいたします。

なお、「2 補助金関連業務等の進め方に関する改善策について (1) 補助金等の財務に

関する事務の執行について「エの業務フロー図の提出」につきましては、根拠との確実な突合・検算による事故・ミス防止法（根拠等との突合法）の実施について（令和元年12月4日付31足総副ガ発第56号）及び根拠等との突合法の実施に伴う対象業務に関する業務フローの提出について（令和元年12月4日付31足総副ガ発第57号）により対応いただきますようお願いいたします。

記

1 業務に関する外部メールの取扱い等に関する改善策について

(1) 国、都からの通知文書について

ア 国や都からの通知文書（発議文書及び事務連絡等）は、文書取扱主任に報告した上で、原則として、すべて文書管理システムにより收受供覧処理（以下「收受供覧」という。）をする（ただし、文書取扱主任が重要性が低いと判断した通知文書については、簡易決裁及び供覧などの処理をすることも可とする）。

イ 国や都からの通知文書のうち、補助関係の文書及び文書取扱主任が重要性が高いと判断した文書については、必ず帳票として出力して供覧する。

ウ 法改正等に係る通知文書の供覧に当たっては、変更箇所等を明示するとともに、必要な場合は改正概要や関係資料等（前年度の通知文書を含む）を添付する。

エ 收受供覧対象者には必ず課長と文書取扱主任を含める。

オ 補助事業説明会における変更点等の説明内容については、概要や注意点を記録して供覧することなどにより申請ミス等を防ぐ。

(2) その他の通知文書について

ア 国、都以外の地方公共団体からの通知文書については、文書取扱主任に報告した上で、原則として收受供覧する（ただし、文書取扱主任と担当係長が協議の上、文書の重要性等に応じて、簡易決裁及び供覧などの処理をすることも可とする）。

イ 区民その他の区と関係がある者からの文書については、文書取扱主任と担当係長が協議の上、文書の性格等に応じて、收受供覧、簡易決裁及び供覧などの処理を行う。

ウ 民間企業その他の区と直接の関係がない者からの文書については、担当係長が文書の重要性等に応じて簡易決裁、供覧及びその他の処理を行う。

(3) メールによる通知文書等の迅速な処理と適切な管理について

ア 課又は係にメール担当者を定め、担当者は少なくとも毎日1回以上外部メールの受信状況を確認する。

イ 担当者は、関係者に声掛けを行うとともに、メールを係別等のフォルダーやサブフォルダーに振り分けるなどの処理を行う。

ウ 各係長等は適宜、各フォルダー内の文書の処理状況を確認し、迅速な処理と適切な管理を行う。

(4) 各部課の取扱いルールについて

上記（1）から（3）の取扱いを基本として各部課が処理ルールを取り決めて運用することは差支えないものとする。

(5) メールシステム等の機能強化

各課の要望等を受け、既に9月24日から、所属Eメールの保存容量の拡大（800

MBから1.6GBに)、所属Eメール及び個人Eメールの保存期間の延長(90日から180日へ)などの情報機器の機能強化を行っている。

2 補助金関連業務等の進め方に関する改善策について

(1) 補助金等の財務に関する事務の執行について

- ア 担当者は補助要綱等の根拠資料を理解、精査して補助申請書等の公文書を作成するとともに、自ら確認(セルフチェック)し、事故・ミスの防止に努める。
- イ 係長等は、担当者が作成した公文書について、根拠資料の記載内容との一致の確認及び検算等(ダブルチェック)を行い、事故・ミスの防止に努める。
- ウ セルフチェック及びダブルチェックについては、「根拠との確実な突合・検算による事故・ミス防止法(以下「根拠等との突合法」という。)の実施について(令和元年12月2日付31足総副ガ発第56号)」により行う。
- エ 根拠等との突合法の対象となる事務がある課は、ガバナンス担当課にセルフチェック及びダブルチェック等の内容を落とし込んだ業務フロー図を提出する。

(2) 補助事業等に関する法的根拠等の理解と確認について

- ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金等適正化法)上、補助事業等の開始(契約等)は、交付決定以後が原則であり、法的根拠なく交付決定日より前に契約等を行った場合は、補助金等の交付が受けられない、あるいは交付された補助金等を返還しなければならないこととなること。
- イ 内示(内定通知)は、補助事業者(区)に対して国が予算に基づき補助金等を交付することが可能な範囲(限度)を予め通知する行為であり、補助金等適正化法上定められた手続行為ではないことなどから、別に根拠が定められている場合を除いてこれにより補助事業等を開始することはできないこと。
- ウ 交付決定日より前に契約等が認められるのは、要綱等においてその旨が定められている場合又は義務的負担金の対象となる経常的事務などに限られるとされていること。
- エ そのため、交付決定日より前に補助事業等を開始(契約等)しようとする場合は、担当者及び係長等は必ず交付要綱等に記されている根拠を確認する(東京都補助金も同じである)。
- オ 補助事業ごとに交付決定より前に実施できる業務に差異があり、また、年度によって変更されることがあるので、担当者は当該補助事業等に関する当年度の要綱、事業実施マニュアル及び交付申請の手引等入手、熟読して事業実施に誤りがないようにする。

(3) スケジュール管理の確実な実施について

- ア 各補助金等の協議書の提出、内示(内定通知)、交付申請、交付決定、契約、支出、実績報告などの期日等をスケジュール表にまとめて申請漏れや業務の遅延等を防止する。
- イ 各所管は、内示書(内定通知書)受領後、直ちに補助金等の交付申請を行い、交付決定通知を受けることで速やかに事業を開始できるよう早期の手続に努める。
- ウ 各係長は、スケジュール表等に基づいて業務の進捗管理を確実に行う。

3 職員の育成等

(1) 補助金等に関する業務知識の修得について

補助事業等に関する基礎的知識や最近の動向等について、毎年度、専門知識や経験を有する職員が講師となって部・課を超えた研修を実施する。

(2) 職員間のノウハウの継承等について

一つの業務について、可能な限り主担当と副担当を配置することなどにより、ノウハウの継承及びチェック機能の強化を図る。

付 則 (31足総副ガ発第55号 令和元年12月4日 総務部長決定)

この通知は、決定の日から施行する。

付 則 (31足総副ガ発第76号 令和2年2月5日 総務部長決定)

この通知は、決定の日から施行する。

以上

改正事項に関する新旧対照表

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>31足総副ガ発第55号 令和元年12月4日 (公印省略)</p> <p>各部・局長 総務部長</p> <p>業務に関するメールの取扱い及び補助金関連業務等に関する全庁的な対応について(通知)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 補助金関連業務等の進め方に関する改善策について</p> <p><u>(2) 補助事業等に関する法的根拠等の理解と確認について</u></p> <p>ア <u>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金等適正化法)上、補助事業等の開始(契約等)は、交付決定以後が原則であり、法的根拠なく交付決定日より前に契約等を行った場合は、補助金等の交付が受けられない、あるいは交付された補助金等を返還しなければならないこととなること。</u></p> <p>イ <u>内示(内定通知)は、補助事業者(区)に対して国が予算に基づき補助金等を交付することが可能な範囲(限度)を予め通知する行為であり、補助金等適正化法上定められた手続行為ではないことなど</u></p> | <p>31足総副ガ発第55号 令和元年12月4日 (公印省略)</p> <p>各部・局長 総務部長</p> <p>業務に関するメールの取扱い及び補助金関連業務等に関する全庁的な対応について(通知)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 補助金関連業務等の進め方に関する改善策について</p> <p>(2) スケジュール管理の確実な実施について</p> <p>ア 各補助金等の申請、内示、交付決定、実績報告などの期日等をスケジュール表にまとめて申請漏れや業務の遅延等を防止する。</p> <p>イ 各係長はスケジュール表に基づいて業務の進捗管理を確実に行う。</p> |

から、別に根拠が定められている場合を除いてこれにより補助事業等を開始することはできないこと。

ウ 交付決定日より前に契約等が認められるのは、要綱等においてその旨が定められている場合又は義務的負担金の対象となる経常的事務などに限られるとされていること。

エ そのため、交付決定日より前に補助事業等を開始（契約等）しようとする場合は、担当者及び係長等は必ず交付要綱等に記されている根拠を確認する（東京都補助金も同じである）。

オ 補助事業ごとに交付決定より前に実施できる業務に差異があり、また、年度によって変更されることがあるので、担当者は当該補助事業等に関する当年度の要綱、事業実施マニュアル及び交付申請の手引等を入手、熟読して事業実施に誤りがないようにする。

(3) スケジュール管理の確実な実施について

ア 各補助金等の協議書の提出、内示（内定通知）、交付申請、交付決定、契約、支出、実績報告などの期日等をスケジュール表にまとめて申請漏れや業務の遅延等を防止する。

イ 各所管は、内示書（内定通知書）受領後、直ちに補助金等の交付申請を行い、交付決定通知を受けることで速やかに事業を開始できるよう早期の手續に努める。

ウ 各係長は、スケジュール表等に基づいて業務の進捗管理を確実に行う。